

# 介護報酬の解釈 **3** Q A ・ 法令編 (平成 24 年 4 月版) **正誤及び追補**

平成 25 年 6 月 4 日 ・ 社会保険研究所

標記図書につき、次の正誤がありましたので、お詫びし補正させていただきます。  
また、以下の告示・通知・事務連絡により、一部訂正をいたします。

○平成25年3月22日	厚生労働省告示第62号 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示
●平成25年3月27日	老介発0327第1号・老老発0327第1号 「介護給付費請求書等の記載要領について」等の一部改正について
●平成25年3月27日	老発0327第5号 「低所得者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額の軽減制度の実施について」の一部改正について
●平成25年3月29日	老振発0329第4号 「「介護サービス情報の公表」制度の施行について」の一部改正について
●平成25年3月29日	障企発0329第5号・障障発0329第9号 「障害者自立支援法に基づく自立支援給付と介護保険制度との適用関係等について」の一部改正について
△平成25年4月12日	厚生労働省保険局医療課 平成24年度診療報酬改定関連通知の一部訂正について
●平成25年5月15日	老発0515第2号 「地域支援事業の実施について」の一部改正について
●平成25年5月24日	老発0524第5号 「低所得者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額の軽減制度の実施について」の一部改正について

## ●正誤

頁	訂正箇所	誤	正
599	「項番」6の「介護保険と関連する給付対象」部分	訪問看護, 介護予防訪問看護, 医療機関の訪問リハビリテーション, 医療機関の介護予防訪問リハビリテーション, 居宅療養管理指導, 介護予防居宅療養管理指導, <u>定期巡回・随時対応型訪問介護看護, 複合型サービス及び介護療養施設サービス</u>	訪問看護, 介護予防訪問看護, 医療機関の訪問リハビリテーション, 医療機関の介護予防訪問リハビリテーション, 居宅療養管理指導, 介護予防居宅療養管理指導及び介護療養施設サービス
627	ページ右上	<u>(2)利用者等告示 (95号告示)</u>	<u>(1)1単位の単価 (平12告示22号/平24告示94号)</u>
867	タイトル中発翰日等	(平成12年5月1日 老発第474号) (最終改正;平成24年3月 <u>29</u> 日 老発0329第 <u>10</u> 号)	(平成12年5月1日 老発第474号) (最終改正;平成24年3月 <u>16</u> 日 老発0316第 <u>5</u> 号)

## ●追補

頁	訂正箇所	訂正前	訂正後
485	囲み内上から9行目	■ 様式ごとの記載要領は「介護給付費請求書等の記載要領について」(平成13年11月16日 老老発第31号, 今回改正;平成24年3月16日 老高発0316第1号・老振発0316第1号・老老発0316第5号, 最終改正: <u>平成24年4月27日 老介発0427第1号・老高発0427第1号・老振発0427第1号・老老発0427第1号</u> )に定めるもので, 左段・見出し末尾の〔 〕内は通知の該当箇所を示す	■ 様式ごとの記載要領は「介護給付費請求書等の記載要領について」(平成13年11月16日 老老発第31号, 今回改正;平成24年3月16日 老高発0316第1号・老振発0316第1号・老老発0316第5号, <u>最終改正:平成25年3月27日 老介発0327第1号・老老発0327第1号</u> )に定めるもので, 左段・見出し末尾の〔 〕内は通知の該当箇所を示す
598	「項番」2の「制度」部分	<u>障害者自立支援法</u> (平成17年法律第123号)「通院医療」	<u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律</u> (平成17年法律第123号)「通院医療」

	「項番」3の「制度」部分	<u>障害者自立支援法「更生医療」</u>	<u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律「更生医療」</u>
628	タイトル中改正日等	(全部改正；平成24年3月13日 厚生労働省告示第95号)	(全部改正；平成24年3月13日 厚生労働省告示第95号) <u>(最終改正；平成25年3月22日 厚生労働省告示第62号)</u>
	右段下から9行目	<u>介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第22条の23第1項に規定する2級課程を修了した者</u>	<u>介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第22条の23第1項に規定する介護職員初任者研修課程を修了した者（厚生労働大臣が定めるサービス提供責任者（平成24年厚生労働省告示第118号）第一号及び第二号に掲げる者を除く。）</u>
638	タイトル中改正日等	(全部改正；平成24年3月13日 厚生労働省告示第96号)	(全部改正；平成24年3月13日 厚生労働省告示第96号) <u>(最終改正；平成25年3月22日 厚生労働省告示第62号)</u>
	右段下から11行目	<u>二 指定居宅サービス介護給付費単位数表の訪問介護費の注6の厚生労働大臣が定める基準</u> <u>平成24年3月31日時点で、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。）第22条の23第1項に規定する2級課程を修了した者（以下「2級課程修了者」という。）をサービス提供責任者（指定居宅サービス等基準第5条第2項に規定するサービス提供責任者をいう。以下同じ。）として配置しており、かつ、平成24年4月1日以降も当該2級課程修了者をサービス提供責任者として配置する指定訪問介護事業所であって、当該2級課程修了者が平成25年3月31日までに介護福祉士の資格を取得すること、社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律（平成19年法律第125号）附則第2条第2項の規定により行うことができることとされた同法第3条の規定による改正後の社会福祉士法及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第40条第2項第五号の指定を受けた学校又は養成施設において6月以上介護福祉士として必要な知識及び技能を習得した者（以下「実務者研修修了者」という。）となること又は施行規則第22条の23第1項に規定する介護職員基礎研修課程若しく</u>	<u>二 削除</u>

		<u>は1級課程を修了することが確実に見込まれるものであること。</u>	
639	左段下から8行目	(二) 指定訪問介護の提供に当たっては、サービス提供責任者が、	(二) 指定訪問介護の提供に当たっては、サービス提供責任者( <u>指定居宅サービス等基準第5条第2項に規定するサービス提供責任者をいう。以下同じ。</u> )が、
	右段上から8行目	(5) 当該指定訪問介護事業所の訪問介護員等の総数のうち介護福祉士の占める割合が100分の30以上又は介護福祉士、 <u>実務者研修修了者並びに施行規則第22条の23第1項に規定する介護職員基礎研修課程を修了した者</u>	(5) 当該指定訪問介護事業所の訪問介護員等の総数のうち介護福祉士の占める割合が100分の30以上又は介護福祉士、 <u>社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律(平成19年法律第125号)附則第2条第2項の規定により行うことができることとされた同法第3条の規定による改正後の社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)第40条第2項第五号の指定を受けた学校又は養成施設において6月以上介護福祉士として必要な知識及び技能を習得した者(以下「実務者研修修了者」という。)</u> 並びに <u>介護保険法施行規則の一部を改正する省令(平成24年厚生労働省令第25号)による改正前の介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第22条の23第1項に規定する介護職員基礎研修課程を修了した者</u>
652	右段下から19行目	<u>七十四 指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成18年厚生労働省告示第127号)別表指定介護予防サービス介護給付費単位数表(以下「指定介護予防サービス介護給付費単位数表」という。)の介護予防訪問介護費の注2の厚生労働大臣が定める基準第二号の規定を準用する。</u>	<u>七十四 削除</u>
867	タイトル中発翰日等	(平成12年5月1日 老発第474号) (最終改正; <u>平成24年3月16日 老発0316第5号</u> ) ※前記正誤により修正済の文章	(平成12年5月1日 老発第474号) (最終改正; <u>平成25年5月24日 老発0524第5号</u> )
	左段下から20行目	(1) 本事業の対象者は、 <u>障害者自立支援法</u> によるホームヘルプサービスの利用において境界層該当として定率負担額が0円となっている者であって、平成18年4月1日以降に次のいずれかに該当することとなったものとする。	(1) 本事業の対象者は、 <u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律</u> によるホームヘルプサービスの利用において境界層該当として定率負担額が0円となっている者であって、平成18年4月1日以降に次のいずれかに該当することとなったものとする。

	右段上から 13 行目	(3) 対象者の所得状況の確認については、毎年 7 月に所得確認又は、 <u>障害者自立支援法</u> における境界層該当の確認等必要な認定を行うものとする。なお、いったん本軽減措置事業の対象外となった者については、翌年度以降も本事業の対象とはしないものとする。	(3) 対象者の所得状況の確認については、毎年 7 月に所得確認又は、 <u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律</u> における境界層該当の確認等必要な認定を行うものとする。なお、いったん本軽減措置事業の対象外となった者については、翌年度以降も本事業の対象とはしないものとする。
869	左段上から 21 行目後	<p>※平成 25 年 8 月 1 日からの改正は以下の通り</p> <p>※以下の文章を加える</p> <p>(5) <u>平成 25 年 8 月 1 日施行の生活扶助基準等の改正に伴い生活保護が廃止された者であって、廃止時点において本事業に基づく軽減又は特定入所者介護（予防）サービス費の支給により居住費の利用者負担がなかった者のうち、引き続き 3(3)に該当する者については、3(5)の規定にかかわらず、軽減の程度を居住費以外にかかる利用者負担については 4 分の 1（老齢福祉年金受給者は 2 分の 1）を原則とするとともに、居住費にかかる利用者負担については全額とすることができる。</u></p>	
923	右段上から 18 行目	(3) 障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設の設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 172 号）第 4 条第 1 号の規定に基づき、指定障害者支援施設に配置されている医師	(3) 障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設等の <u>人員</u> 、設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 172 号）第 4 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、指定障害者支援施設に配置されている医師
	右段上から 23 行目	(4) 障害者自立支援法第 5 条第 6 項に規定する療養介護を行う事業所に配置されている医師	(4) 障害者自立支援法第 5 条第 6 項に規定する療養介護を行う事業所（以下「 <u>療養介護事業所</u> 」という。）に配置されている医師
924	本文右段下から 8 行目	4 養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、指定短期入所生活介護事業所、指定介護予防短期入所生活介護事業所、指定障害者支援施設、 <u>指定療養介護事業所</u> 、救護施設、乳児院又は情緒障害児短期治療施設（以下「特別養護老人ホーム等」という。	4 養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、指定短期入所生活介護事業所、指定介護予防短期入所生活介護事業所、指定障害者支援施設、療養介護事業所、救護施設、乳児院又は情緒障害児短期治療施設（以下「特別養護老人ホーム等」という。
929	「記載上の注意」の 1	1 施設の種別欄には、次のいずれか該当するものを記入すること。 養護老人ホーム（定員 111 名以上）、特別養護老人ホーム、指定短期入所生活介護事業所、指定介護予防短期入所生活介護事業所、 <u>身体障害者更生施設、身体障害者療養施設、救護施設（定員 111 名以上）、知的障害者入所更正施設（定員 150 名以上）、知的障害者入所授産施設（定員 150 名以上）、</u> 乳児院（定員 100 名以上）、情緒障害児短期治療施設	1 施設の種別欄には、次のいずれか該当するものを記入すること。 養護老人ホーム（定員 111 名以上）、特別養護老人ホーム、指定短期入所生活介護事業所、指定介護予防短期入所生活介護事業所、 <u>指定障害者支援施設、盲導犬訓練施設、救護施設（定員 111 名以上）、</u> 乳児院（定員 100 名以上）、情緒障害児短期治療施設、 <u>療養介護事業所</u>
930	タイトル	<u>障害者自立支援法</u> に基づく自立支援給付	<u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的</u>

		と介護保険制度との適用関係等について	に支援するための法律に基づく自立支援給付と介護保険制度との適用関係等について
	タイトル中発翰日等	(平成 19 年 3 月 28 日 障企発第 0328002 号・障障発第 0328002 号) (最終改正: <u>平成 24 年 3 月 30 日 障企発 0330 第 4 号・障障発 0330 第 11 号</u> )	(平成 19 年 3 月 28 日 障企発第 0328002 号・障障発第 0328002 号) (最終改正: <u>平成 25 年 3 月 29 日 障企発 0329 第 5 号・障障発 0329 第 9 号</u> )
	左段上から 1 行目	障害者自立支援法 (平成 17 年法律第 123 号。以下「法」という。) に基づく自立支援給付 (以下「自立支援給付」という。) については,	障害者自立支援法 (平成 17 年法律第 123 号。 <u>平成 25 年 4 月から障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律</u> 。以下「法」という。) に基づく自立支援給付 (以下「自立支援給付」という。) については,
932	左段下から 8 行目	(2) <u>法施行前</u> の身体障害者福祉法等による日常生活用具の給付・貸与事業において、介護保険による福祉用具の対象となる品目については、介護保険法の規定による貸与や購入費の支給を優先して行うこととされていたところであるが、	(2) <u>平成 18 年 3 月 31 日以前</u> の身体障害者福祉法等による日常生活用具の給付・貸与事業において、介護保険による福祉用具の対象となる品目については、介護保険法の規定による貸与や購入費の支給を優先して行うこととされていたところであるが、
1012	タイトル中発翰日等	(平成 18 年 6 月 9 日 老発第 0609001 号) (最終改正: <u>平成 24 年 4 月 6 日 老発 0406 第 2 号</u> )	(平成 18 年 6 月 9 日 老発第 0609001 号) (最終改正: <u>平成 25 年 5 月 15 日 老発 0515 第 2 号</u> )
1023	右段上から 10 行目	(5) <u>包括的支援事業の実施に際しての留意事項</u> <u>(1)から(4)までに掲げる事業を効果的に実施するためには、介護サービスに限らず、地域の保健・福祉・医療サービスやボランティア活動、インフォーマルサービスなどの様々な社会的資源が有機的に連携することができる環境整備を行うことが重要である。このため、こうした連携体制を支える共通の基盤として多職種協働による「地域包括支援ネットワーク」を構築することが必要である。</u> <u>地域包括支援ネットワークの構築のための一つの手法として、例えば、地域包括支援センター (または市町村) が、行政職員、地域包括支援センター職員、介護支援専門員、介護サービス事業者、医療関係者、民生委員等を参集した「地域ケア会議」を設置・運営すること等が考えられる。</u>	(5) <u>包括的支援事業の実施に際しての留意事項</u> <u>ア (1)から(4)までに掲げる事業を効果的に実施するためには、介護サービスに限らず、地域の保健・福祉・医療サービスやボランティア活動、インフォーマルサービスなどの様々な社会的資源が有機的に連携することができる環境整備を行うことが重要である。このため、こうした連携体制を支える共通の基盤として多職種協働による「地域包括支援ネットワーク」を構築することが必要である。</u> <u>法第 5 条第 3 項に掲げる地域における包括的な支援体制を推進するためには、このような地域包括支援ネットワークを通じて、高齢者個人に対する支援の充実を図るとともに、それを支える社会基盤の整備を図る必要がある。そのための一つの手法として、行政職員をはじめ、地域の関係者から構築される会議体である「地域ケア会議」を、地域包括支</u>

			<p><u>援センター（又は市町村）が主催し、設置・運営することが考えられる。</u></p> <p><u>イ 包括的支援事業の実施に当たっては、市町村は法第 115 条の 47 第 1 項の規定を遵守していること。</u></p>
1025	右段下から 1 行目後	<p><u>オ これまでに国庫補助金等から一般財源化された事業については、地域支援事業として実施することはできないものであること。</u></p>	<p><u>オ これまでに国庫補助金等から一般財源化された事業については、地域支援事業として実施することはできないものであること。</u></p> <p><u>カ 任意事業については、他の国庫補助事業の対象となる場合は、当該他の補助事業を優先すること。</u></p>
1031	左段下から 2 行目	<p><u>(5) 包括的支援事業の実施に際しての留意事項</u></p> <p><u>(1)から(4)までに掲げる事業を効果的に実施するためには、介護サービスに限らず、地域の保健・福祉・医療サービスやボランティア活動、インフォーマルサービスなどの様々な社会的資源が有機的に連携することができる環境整備を行うことが重要である。このため、こうした連携体制を支える共通の基盤として多職種協働による「地域包括支援ネットワーク」を構築することが必要である。</u></p> <p><u>地域包括支援ネットワークの構築のための一つの手法として、例えば、地域包括支援センター（または市町村）が、行政職員、地域包括支援センター職員、介護支援専門員、介護サービス事業者、医療関係者、民生委員等を参集した「地域ケア会議」を設置・運営すること等が考えられる。</u></p>	<p><u>(5) 包括的支援事業の実施に際しての留意事項</u></p> <p><u>ア (1)から(4)までに掲げる事業を効果的に実施するためには、介護サービスに限らず、地域の保健・福祉・医療サービスやボランティア活動、インフォーマルサービスなどの様々な社会的資源が有機的に連携することができる環境整備を行うことが重要である。このため、こうした連携体制を支える共通の基盤として多職種協働による「地域包括支援ネットワーク」を構築することが必要である。</u></p> <p><u>法第 5 条第 3 項に掲げる地域における包括的な支援体制を推進するためには、このような地域包括支援ネットワークを通じて、高齢者個人に対する支援の充実を図るとともに、それを支える社会基盤の整備を図る必要がある。そのための一つの手法として、行政職員をはじめ、地域の関係者から構成される会議体である「地域ケア会議」を、地域包括支援センター（又は市町村）が主催し、設置・運営することが考えられる。</u></p> <p><u>イ 包括的支援事業の実施に当たっては、市町村は法第 115 条の 47 第 1 項の規定を遵守していること。</u></p>
1093	タイトル中発翰日等	<p>(平成 18 年 3 月 31 日 老振発第 0331007 号・別紙)</p> <p>(最終改正：<u>平成 24 年 3 月 29 日 老振発 0329 第 1 号</u>)</p>	<p>(平成 18 年 3 月 31 日 老振発第 0331007 号・別紙)</p> <p>(最終改正：<u>平成 25 年 3 月 29 日 老振発 0329 第 4 号</u>)</p>
1095	左段下から 25 行目	<p><u>なお、介護サービスの種類ごとに行う調査員養成研修において、調査員養成研修を</u></p>	<p><u>(2) 調査員養成研修課程に関する取扱</u></p> <p><u>介護サービスの種類ごとに行う調査員養成研修において、調査員養成研修を修了</u></p>

		<p>修了した介護サービスが属する次の区分に属する他の介護サービスについても、調査員養成研修のすべての課程を修了したものとみなすことができる<u>ことや</u>、①、⑤、⑦及び⑩の各区分において、それぞれ当該各区分内に掲げるいずれかの介護サービスに係る講義を修了した者については、⑨及び⑩に<u>掲げる</u>介護サービスに係る講義を修了したとみなすことができることに留意する。</p>	<p>した介護サービスが属する次の区分に属する他の介護サービスについては、調査員養成研修のすべての課程を修了したものとみなすことができる。<u>。</u></p> <p><u>さらに</u>、①、⑤、⑦及び⑩の各区分において、それぞれ当該各区分内に掲げるいずれかの介護サービスに係る講義を修了した者については、⑨及び⑩の、<u>①及び③の各区分において、それぞれ当該各区分内に掲げるいずれかの介護サービスに係る講義を修了した者については、定期巡回・随時対応型訪問介護看護の、③及び⑨の各区分において、それぞれ当該各区分内に掲げるいずれかの介護サービスに係る講義を修了した者については、複合型サービスの</u>介護サービスに係る講義を修了したとみなすことができることに留意する。</p> <p><u>なお、当該調査員について調査員名簿への登録を行う場合は、当該調査員に対し、調査を行う上で必要な介護サービスの内容等に関する説明会などを実施することが望ましい。</u></p>
	右段下から 16 行目	(2) 指定調査員養成研修機関	(3) 指定調査員養成研修機関
1096	左段上から 9 行目	福祉用具貸与、特定福祉用具販売、夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護（養護老人ホームに係るものを除く。）、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、居宅介護支援、	福祉用具貸与、特定福祉用具販売、 <u>定期巡回・随時対応型訪問介護看護</u> 、夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護（養護老人ホームに係るものを除く。）、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、 <u>複合型サービス</u> 、居宅介護支援、
	右段上から 20 行目	〈 <u>一体的な報告・調査を行うサービス区分例（調査票様式）</u> 〉	〈 <u>一体的な報告・調査を行うサービス区分例（報告様式）</u> 〉
1102	左段下から 15 行目	省令別表第二第一の項第五号 <u>へ</u> (1)において、短期入所療養介護（介護老人保健施設）及び介護予防短期入所療養介護（介護老人保健施設）における協力病院及び協力歯科医療機関との連携の状況の根拠法令として	省令別表第二第一の項第五号 <u>ト</u> (1)において、短期入所療養介護（介護老人保健施設）及び介護予防短期入所療養介護（介護老人保健施設）における協力病院及び協力歯科医療機関との連携の状況の根拠法令として